

「福祉用具レンタル事業所による介護予防事業」

質問		回答
1	従来の福祉用具貸与期間が1年以上ある方が対象だが、その期間については、新品ではなく中古の商品でOKか。	従来の福祉用具貸与期間については、中古の商品の対応も可能。
2	メーカー定価価格を委託料として支払うことになっているが、商品によってはカタログ等でオープン価格と記載され、価格が決まっていない商品がある。その場合、どうなるか。	ほとんどの商品に定価価格が存在すると考えるため、仮に発生した場合はその都度、協議して決定する。
3	利用者の自己負担は1年間のレンタル料自己負担相当分とあるが、商品の定価が10万円の場合、事業所に対しては、「10万円ー利用者の1年間の自己負担額」を委託料として支払うということで良いのか。	良い ※「1年間のレンタル料自己負担相当分」との案を提示していたが、協議を重ねた結果、定価の5%を自己負担額とすることになった。
4	新規切替加算3,000円は、利用者ごとに毎回事業所に支払うのか。同一事業所については、一回のみか。	新規切替加算については、利用者ごとに支払う。同一の事業所への複数回の支給は想定される。